

## 茨城県卸売市場事務処理要領

令和元年11月27日 農政第692号 制定

令和2年12月18日 農技第835号 改定

(趣旨)

第1条 この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づき、茨城県内の地方卸売市場開設者等が県知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

(認定事項等)

第3条 地方卸売市場における申請書の様式、提出期限等については別表のとおりとする。

(認定申請書)

第4条 法第13条第2項に規定する省令第17条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号とする。

2 前項の申請書には省令第17条第3項で定める書類を添付するものとする。

(事業報告書)

第5条 法第13条第5項第5号の表の五の項（二）に規定する省令第21条第1項の事業報告書の様式は、別記様式第2号とする。

(認定事項の変更に係る認定申請書)

第6条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する省令第25条の申請書の様式は、別記様式第3号とする。

(認定事項の軽微な変更に係る届出書)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項に規定する省令第27条第1項の届出書の様式は、別記様式第4号とする。

(業務の休止又は廃止に係る届出書)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する省令第28条第2項の届出書の様式は、別記様式第5号とする。

(中央卸売市場の認定申請に係る届出書)

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項に規定する省令第29条の届出書の様式は、別記様式第6号とする。

(運営状況報告書)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項に規定する省令第30条第1項の運営状況報告書の様式は、別記様式第7号とする。

(誓約書)

第11条 法第13条第5項第2号及び省令第17条第3項第1号ホの誓約書の様式は、別記様式第8号とする。

(書類の提出方法)

第 12 条 法，政令及び省令の規定により，知事に提出しなければならない書類のうち，第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 11 条に規定する書類は，当該卸売市場の所在する市町村を経由するものとする。

2 知事に対する提出等は，書面を提出すること又は茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年条例第 9 号）に規定する電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）による申請等により，行うものとする。

3 県が行う処分通知等は，電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

1 この要領は，令和 2 年 6 月 21 日から施行する。ただし，卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 62 号)附則第 3 条第 5 項に定める旧地方卸売市場開設者が，同条第 3 項に基づく認定申請をする場合にあっては，令和元年 12 月 21 日から施行する。

付 則

この要領は，令和 2 年 12 月 18 日から施行する。